

令和2年度 第2回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

令和2年12月8日

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

1 日 時 令和2年12月8日(金) 午後1時30分から午後2時25分

2 場 所 瑞穂町役場 2階 2-1会議室

3 出席者 会長 村上 文男
委員 根本 忠 委員 喜多 直子
委員 鈴木 寿和 委員 北原 新二郎
委員 青松 東星 委員 岩田 松雄
委員 渋谷 俊悦 委員 横田 克彦
委員 八木 秀子

4 欠席者 委員 奥井 重徳 委員 内野 好子

会議の説明に出席した者の職氏名

住民部長	横沢 真		
住民課長	山内 一寿	税務課長	小野 基光
健康課長	工藤 洋介	納税係長	川島 有人
健康係長	生田目 勝	国保年金係長	池田 稔
国保年金係	坂庭 正義	国保年金係	長谷部 光子

5 議 題 (1) 令和3年度瑞穂町国民健康保険税の改定について
(2) 令和3年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)について
(3) その他
① 令和2年度 特定健康診査・特定保健指導について
② 令和2年度 国民健康保険税の収納状況について
③ 次回の開催日について

6 傍聴者 1名 大坪 国広

7 配付資料 ① 会議次第
② (資料1) 令和3年度 保険税率比較について
③ (資料2) 令和2年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針
④ 健康課資料 令和2年度特定健康診査 受診状況(速報値)
⑤ 税務課資料 令和2年度 国民健康保険税の収納状況(各年度11月末現在)

8 開 会 午後1時30分

(住民課長)

12月の暮のお忙しい中、会議に出席していただきありがとうございます。定刻になりましたので、第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。今回の運営協議会には町長より令和3年度の国民健康保険税の税率改定についての諮問事項が提出されますので、審議をお願いします。会議を始める前に資料の確認をさせていただきますと思います。まず、事前に送付させていただきました開催通知に同封いたしました資料を本日お持ちでない方は、いらっしやいませんか。よろしいでしょうか。本日の配付資料として税務課資料を追加で机上に配付しております。また、事前に諮問の写しを机上に配付しております。資料は大丈夫でしょうか。よろしければ始めさせていただきます。それでは、この後の進行に関しましては、瑞穂町国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして議長は会長をお願いすることになっておりますので、議事の進行を会長の方でよろしくをお願いします。

(議長)

皆さんこんにちは。お忙しい中、今日はまた年の瀬のお忙しい中ご出席していただきまして、ありがとうございます。それでは議長を務めますので、よろしくをお願いします。本日の出席数は10名でございます。定数に達しておりますので、令和2年度第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を開催いたします。なお、本日の会議録の署名は岩田委員と渋谷委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

最初に町長から瑞穂町国民健康保険運営協議会に諮問が出されております。本日は、町長の代理として横沢住民部長から挨拶と諮問事項について説明をお願いします。

(住民部長)

・・・住民部長挨拶省略・・・

・・・町長に代わって、住民部長が諮問事項について口述し、

住民部長から会長に諮問書を手渡す。・・・

(議長)

諮問事項を受け取りました。それでは、次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。「議題(1) 令和3年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」を議題といたします。この取り扱いですが、協議会としては、町長の諮問に対し協議し、答申することになりますので、この件につきまして事務局より説明をお願いします。

(住民課長)

平成30年度より財政主体が東京都になりました。都全体の療養給付費の額を算定し、区市町村ごとの標準税率を示し、各区市町村の納付金額を算定します。しかし、区市町村により状況が異なることから国民健康保険税の税率は各区市町村で決定することとなります。

・・・資料1の説明・・・

今後被保険者が減少していく状況ですが、過度な負担は避けながらも緩やかに税率を上昇し、相応の負担をお願いせざるを得ない状況となっております。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が30%以上減少した方が申請する減免を11月末現在26件約420万円決定しています。また、例年年度末に改正している限度額や軽減判定もない状況です。これは、現

在の社会情勢が厳しい状況にあるとの判断と考えられます。以上の現状から諮問であります令和3年度瑞穂町国民健康保険税の改定についてのご検討をお願いいたします。

(議長)

以上で説明が終わりました。令和3年度の国保税率について諮問を受けたわけでありまして。それでは、改定についてただいまの説明等の中でご質問等がありましたらお願いします。

(喜多委員)

今の説明の中で、納付金算定額ですが、被保険者数が10月31日現在で1年間で3.76%減少したということで、前の説明で団塊世代がどんどん後期高齢者に入るということを伺ったのですが、そのうち緩やかになるというのはどの辺の何年後くらいなのでしょう。

(住民課長)

団塊世代が後期高齢者医療制度のほうに毎年かなりの人数が移動しています。2025年を境に緩やかになっていきます。2025年まではピークで、国保の被保険者の方が、後期高齢者医療制度のほうに移るということになります。

あと1万人の説明があったのですが、被保険者が1万人を切ってしまうと、東京都の補助金で繰入金があるのですが、1万人と1万人未満とでは、3500万あったものが、200万とかに下がってしまいます。ただ、ここで1万人を超えるというのは大変厳しい数値となりますので、国民健康保険の連携会議のなかで実情を訴えていければと考えております。

(根本委員)

今のご説明のありました被保険者数が-3.76%、納付金負担額としましては-4.5%でこのへんの被保険者の減少と負担金減少というのは、相まっている数字なのでしょう。

(住民課長)

被保険者が減少しますと納付金額も減っています。納付金を決定するにあたりましては、医療費指数を出して都のほうは納付金を決定しますので、瑞穂町につきましては医療費指数が都の平均より下がっているということで、勘案されている数値となっております。

(喜多委員)

計算例として、夫婦と子供一人で所得が300万円となっているのですが、ほかの市町村もこの計算ですか。基本的な計算例ですか。

(住民課長)

この計算例はあくまでも瑞穂町で計算しているもので、各市町村独自で、所得金額も決めています。ひとつのモデルということで計算例を示させていただきます。町としては、所得300万で3人の世帯が多いということで、この例を記載させていただいているところです。

(国保年金係長)

今の件について、付け加えて説明させていただきます。こちらのモデルケースについては、東

京都のほうで策定を義務付けられました「財政健全化計画」これを策定するときに標準税率との町の現在税率の差を作るというときに標準モデルとしてこちらを採用しています。その関係から、お示しするときにはこの世帯を参考として載せさせていただいております。その標準税率のほうなのですが、資料1の2段目被保数の右側1と2の差というところですが、これが町の現行税率と東京都のほうで示された標準税率の差になります。こちらのほうが当初健全化計画を作った時には、45%の開きでしたが、現在は47%の開きとなってしまっています。こちらのほうは先ほど住民課長のほうから説明のありました都の繰入金が増えたことと町の一般会計の繰り入れが増えてしまったので、これだけまた差が出てしまったということになります。

(横田委員)

確認ですが、納付金算定値の税率が47.64%になったということで、-16.73%が一年間で改善されたと書いてありますが、マイナスということは、改善したのではなく開いたということで理解していいのですよね。30.91、47.64というのは標準税率だと思うのですが、この求め方を教えてもらってもいいですか。

(国保年金係長)

計算例の右から2番目、現行からの伸び率というところ、そこに47.64%の差があります。なので現行が100になりますので、その差が現行税率との差ということになります。

(青松委員)

所得300万というのは、一番多い世帯ということでしょうか。

(住民課長)

国民健康保険のほうですと125万円くらいが、平均所得となっております。一番所得の階層の多いところは算定ができていなくて、国保加入者の平均所得額というのが125万円です。

(青松委員)

世帯？

(住民課長)

世帯所得になります。

(横田委員)

直接関係ないかもしれないのですが、コロナの関係でいろいろ職を失ったり、事業が立ちいかなくなったり、大変な方が増えている中で、町では都市計画税が0.27%を0.25%へと、他の税率を下げているなかで、国保はコロナのことを考慮して協議会で考えなくてはいけないのか、そうではなくて国保の救済措置がある中で、東京都の指導のなかで考えている考え方でいいのか、近隣市町村はどう動いているのか教えていただきたい。

(住民課長)

コロナの影響によりかなり住民の方の生活もひっ迫されているような状況です。そのようななかで、毎年年度末に税制改正、賦課限度額をあげるというのがあるのですが、そちらのほうも今年につきましてはコロナ禍の特殊な事情で、据え置きというような結論もでております。コロナの影響が国民の生活にかなり打撃を与えるということとなります。また、他市町村の状況ですが、市町村の国保担当課長会があるのですが、今年度は国保の税率を上げるかどうか、10月末くらいの段階だったのですが、このコロナの状況下において上げるのはきびしい、というのがだいたい市町村の意向でございました。

(根本委員)

納付金の算定値で試算2の税率ということで表示してありますが、これは国保財政健全化計画ということで東京都のほうから瑞穂町に対してこういう目標をもってやりなさい、ということでできてましたよね。その中では、毎年度6.7%くらい下げれば、繰入金金の削減ができます、ということで計画をなさい、ということできていると思いますが、そうすることで協議会の中では毎年度3%ずつあげていってもいいのではないかと、これがどうしようもない現実だろうとやってきました。これがもう少し続くわけですよ。そうすると、東京都の計画と私どもの計画では差異がありますが、このへんは療養費の削減であるとかいろいろな努力を重ねて努力しましょうという方針でよろしいのでしょうか。今回も試算2の税率の表示があると思うのですがそれでよろしいのでしょうか。

(国保年金係長)

いま根本委員からご説明のあったとおり、東京都のほうには年3%の税率を見込んでという健全化計画を出させていただいております。今回例としてあげさせていただいたのは、3%を見込んだ時の税率となります、というのを提示させていただいております。療養費の削減であるとか今年から始めた腎症重症化予防事業の補助金の獲得を目指しており、保険料を下げるように努力をしております。こちらのほうで赤字解消のほうにいかせれば、税率を上げなくても財政健全化計画の目標数値には近づけるのかと思っております。

(喜多委員)

町の財政指数はどうなのでしょう。よその市町村に比べてどうなのでしょう。

(住民部長)

町の財政的に、不交付団体となっておりますが非常に厳しい状況であります。先ほど話がございましたとおりコロナ禍におきまして皆様の生活がかなり厳しかったり企業の活動もきびしい状況になっておりまして、財政上も税収もかなりきびしいと見込んでおります。必要なものには国保税へもかなり一般財源をつぎ込んでおります、というかほかの市町村に比べて大きいものです。厳しい状況というのは変わりありません。

(議長)

質問がないようですので、(2)令和3年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)について入った

と思います。

(国保年金係長)

・・・国保年金係長から説明・・・

(議長)

それでは、令和3年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)について、質問がありましたらお願いします。

(喜多委員)

資料2 3給付の適正化・軽減 ⑤糖尿病性腎症重症化予防事業の実施について、さっき説明があったのですが、人工透析の人数がわかれば教えてほしいのですが。去年より増えているのか、こういう取り組みをしていて改善しているのかどうかわかったら教えてほしいと。透析になってしまうと、年間900万とかかかるわけで、一人二人で上下するわけで、かなり力を入れてやっていると思うので人数がわかったら、去年より人数が減っていれば凄いなと思って。

(住民課長)

令和2年3月末現在で人工透析の方は33名。前年平成31年3月末より8名減っております。後期高齢者医療へ移行した方や亡くなられた方も含みます。健康課のほうではまだ予防ということで、医療にかかっていない方に対して行っておりまして、令和元年度から国民健康保険のほうで糖尿病性腎症重症化予防事業という、すでに糖尿病になっている方の取り組みを進めているところで予防とすでに治療中の方も含めて行っております。

(根本委員)

33名というのは、国保対象者で33名いらっしゃるということですね。

(住民課長)

はい。国保以外で社保はうちのほうは把握できなくて。

(根本委員)

もう一点お聞きしたいのですが、資料2 3の④柔道整復施術等の療養給付費の点検を強化していきます、とありますけど、整体関係だと思うのですが、対象となっている方はどれくらいいるのですか。

(住民課長)

かなりの数がありますが、接骨院、整骨院、柔道整骨院かかる療養給付の支給申請書のほうを民間事業者へ委託しまして、そこを施術名や請求金額をチェックしています。そのうち療養給付費支給申請書総数としましては2901件ありまして、そちらのほうを多部位の施術箇所がある等治療を受けられている方に照会をしまして、そちらの方は332件ありまして62万808円返戻がありました。そういうところも医療費適正化というところで力を入れていくということで

記載させていただいております。

(根本委員)

整体関係の施術というのは つい最近対象になった項目だと思うのですね。私の記憶だと3年前くらいからだと思うのですが。データのにもまとめられるころかなという気がしたのですが。

(国保年金係長)

治療院の数なのですが、治療院を再点検するのではなくて、治療に行った方のレセプトになりますので、行った方が何か所行ったかによることになります。その総件数が先ほど住民課長が言った2901件のレセプトの点検をして、多部位ですとか長期療養をしますとか疑念が発生するような方についてはアンケートを送って返戻をうけて調査をする形になります。

(根本委員)

あくまでもレセプトの確認をしていただくということですね。

(国保年金係長)

そうですね。事業所のほうに調査に行くとかというものではないです。

(住民課長)

平成24年度からこちら方の取り組みを始めました。国から「柔道整復のレセプト点検を重点的にやってください。」という通知がありましたので。請求誤り等があるということでやり始めたのです。

(横田委員)

来年に対しての要望なのですが、資料2の運営方針を作り替えるときに、ここの部分が変わったというアンダーラインを入れていただくとわかりやすいので、来年そのような形でお願いしたい。

(住民課長)

はい、そのような形でやります。

(議長)

質問がないようですので、(3)その他に入りたいと思います。「①令和2年度特定健康診査・特定保健指導について」の説明を、健康課長にお願いしたいと思います。

(健康課長)

・・・健康課長から説明・・・

(議長)

特定健康診査・特定保健指導について、質問がありましたらお願いします。

(喜多委員)

資料のほうはわかりました。ありがとうございました。コロナ禍で、これだけ前年度より受診率をアップして、すごいなと思いました。別にがん検診の受診率はどうなのでしょう。コロナがあるなかで受診率がアップしているのか、申込数が減っているのか教えてもらえればと思います。

(健康課長)

健康推進事業のほうになります。いま集計中でありまして、子宮頸がん等事業継続中でありまして、感覚的ですが横ばい傾向であると考えています。今年度集団検診の申し込みの際に電子申請をとりいれましたので、電子申請の申し込みが早くうまってきたり、受診控えの傾向は見えないかなと考えております。

(議長)

質問がないようですので、次に「②令和2年度国民健康保険税の収納状況について」説明をお願いします。

(税務課長)

・・・税務課長から説明・・・

(議長)

国民健康保険税の収納状況について、説明がありました。質問がありましたらお願いします。また、全体を通してでもかまいませんので質問がありましたらお願いします。

(根本委員)

国保関係からちょっとそれますが、8月、9月、10月と瑞穂町のコロナの感染者の数が増えております。現在で23名の方が感染されていると。おそらく情報として何も流れないのですけども、個人情報流れないのはあたりまえとして、注意すべき点だとか、いろいろ関連して知っておく情報というのはないと思うのです。それはあまり町民に対して流れてはいけないものなんでしょうか。できれば、いろいろなところで情報をあたえていただくと助かると思うのですが。

(住民部長)

コロナの関係は本当増えていまして、23名ということで、それ以外でPCR検査を受けている人がものすごい人数がいるのが現実です。どこの市町村でおこってもおかしくない可能性がある危機感を持っています。住民へのPRはいろいろやっております、広報等もやっています。

(健康課長)

健康課のほうが発発のほうを担当しております。まず、紙ベースのほうは10月広報にちらしをいれました。また、先月末の三連休のときは防災無線を流して音で周知をさせていただいたり、メール配信で周知をしております。今の委員のご質問は、療養されている方と感染された方の情報ということになると思うのですが、人数についてはホームページに掲載させていただいて、「増

加してきているので皆さんも気をつけていただきたい」という呼びかけの一つとして人数は掲載させていただいております。現在3人療養の方でして、それ以外20人の方は療養終了されております。

(根本委員)

では、詳しく見るにはホームページを見るのが一番よろしいということですね。

(健康課長)

はい、そうですね。よろしく申し上げます。

療養終了者の人数は、ホームページを見ますと括弧で20と書いてあります。差し引きすると3人の方が療養中であるとわかると思います。

(喜多委員)

重症者はいなかったということなのですね。20人は回復されて、3人は療養でその方は重症になっているかどうかという情報はご存じなのですか。

(健康課長)

重症なのか、入院なのか退院なのか、保健所からの情報はないのでわかりません。

(喜多委員)

福生病院のコロナの感染のほうは、どうなっているのでしょうか。二市一町の病院なのでそちらのほうの状況を教えてもらえたら、わかる範囲で構わないのですが。

(健康課長)

現在の累計で20人が感染、入院患者、退院患者、職員含め20人の方が感染されたということが福生病院のホームページに掲載されておりまして、今後どういうふうになっていくか予断を許されない状況ではありますが、終息に向けて病院も頑張っている状況です。

(喜多委員)

ホームページで確認ということですね。

(住民部長)

病院も厳しい状況が続いているのが現状であります。ですので、PRのお話ができましたけど、各個人が手洗いとか消毒、アルコール消毒、会議でも換気をよくするとか、徹底するように引き続きPRをしていきたいと思っています。いちばんよくないのが、誹謗、中傷というのですか、差別があっては絶対いけませんので、それは町長も言うておりまして、各学校等にも徹底しておりますし、一番ならないようしなくてははいけない。おかげさまで瑞穂町ではそういうことはないです。

(議長)

他にないようですので、次回の開催日について事務局からお願いします。

(国保年金係長)

次回の開催日は、令和3年1月18日(月)午後1時30分となりますのでよろしくお願い申し上げます。また、瑞穂町のデータヘルス計画はまだ策定はしておりません。明日東京都の策定支援チームが瑞穂町に来庁しまして案を示していただいて、町もデータヘルス計画を策定していく運びとなっております。第3回の運営協議会のほうでこちらのほうを提示させていただきたいと考えておりますので、また、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で本日予定されていた議題につきましては、全て終了いたしました。
本日は皆さんお疲れさまでした。